

答 申 書

特別職の報酬等の額について

令和7年2月7日

西宮市特別職報酬等審議会

令和7年2月7日  
(2025年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市特別職報酬等審議会  
会長 宮田 由紀夫

### 特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年10月9日付西人発第49号で諮問のあった標記の件について、当審議会は慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

#### 記

#### 1 結論

西宮市議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額については、それぞれ現行の額に据え置くことが適当である。

また、議員報酬における正副委員長への報酬加算については、すべての委員会において廃止することが適当である。

#### 2 正副委員長への報酬加算の廃止時期

報酬加算の廃止は、速やかに実施することが適当である。

#### 3 結論に至った経緯

(1) 議会議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料及び退職手当の額について

議員の報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は平成21年8月1日、市長及び副市長の退職手当の額は令和元年9月1日に現行の額に改定され、現在に至っている。本審議会においては、全国の特別職の報酬等の状況や現下の社会経済情勢等、以下の点を参考に審議を行った。

① 本市一般職の給与については、令和5年度において「0.94%」の増額改定を実施し、平成21年8月以降の給与改定累率は「2.29%」であること。

② 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの期間において、本市を除く人口40万人以上の団体43市中、さいたま市、新潟市、熊本市、柏市の4市が市長及び副市長の給料について増額改定、さいたま市、新潟市、熊本市、柏市、豊田市の5市が議員の報酬について増額改定を行ったこと。また、県内の主要団体10市においては、加古川市、宝塚市の2市が市長及び副市長の給料並びに議員の報酬について増額改定を行ったこと。

人口40万人以上の団体を対象とした人口規模と報酬額等との相対比較においても、本市特別職の報酬等の水準は、昨年度同様、これらの団体と概ね均衡が保たれていると考えられること。

③ 令和5年度の本市決算状況について、歳入では、市税収入のうち給与所得や営業所得の伸びはあったが、株式等譲渡所得等の減による個人市民税の減などで前年度より減額となったこと。また、前年度繰越金の減により繰越金が大幅な減額となったこと。歳出では、非課税世帯への臨時給付事業のほか、障害者介護給付や子育て関係の給付が増え、決算において41億円の基金の取崩しをして収支不足を補ったこと。基金の取崩しは令和4年度の21億円に続き、2年連続となったこと。さらに、財政指標のうち、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は「98.3%」と前年度より1.7ポイント悪化し、他の中核市と比較しても依然として高い比率となっていることから、財政状況は硬直した状態であること。

今後は、障害者介護給付費や子育て施設への給付費といった扶助費が増加傾向にあるほか、学校施設の長寿命化を含めた公共施設の老朽化対策に係る経費も増加が見込まれること。一方、市税収入については、コロナ禍からは回復基調にあるものの、国からの地方交付税・臨時財政対策債の交付額については不透明なところがあり、地方交付税・交付金等も含めて財源の確保が厳しくなることも考えられること。

令和5年12月に公表した「西宮市財政構造改善基本方針に基づく取組について」の今後の収支見通しでも、今後、毎年度収支不足が発生し、基金を取り崩していく見込みになっており、現状の財政構造を改善し、持続した歳入増・歳出減を図ることが急務であること。

- ④ 全国の経済指標について、令和5年平均の消費者物価指数は、前年から3.1ポイント上昇して「105.2」であったこと。令和5年平均の全国の完全失業率は「2.6%」で前年と同率であったこと。また、令和5年平均の全国の有効求人倍率は、前年から0.03ポイント改善して「1.31倍」であったこと。

これらを踏まえて慎重に審議を行った結果、本市の厳しい財政状況の中、今後市民サービスの削減など市民生活に影響が出てくる可能性があるため、市民感情も考慮すべきとの意見もあったが、本市財政が厳しい状況である一方で物価高により賃金は上昇していることや、全国の特別職の報酬等の状況や社会経済情勢等については、昨年度から大きな変化は見られないことから、本市特別職の報酬等の額については、現行額に据え置くことが適当であるとの結論に達したものである。

## (2) 議員報酬における正副委員長への報酬加算について

### I 正副委員長への報酬加算の支給是非についての意見交換

西宮市議会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が設置されており、それぞれの委員長・副委員長には議員報酬とは別に委員長加算・副委員長加算があり、これを委員長・副委員長の任期の期間中、毎月支給している。西宮市議会の各常任委員会では、平成24年度より本市独自の取り組みとして、「施策研究テーマ」を選定し、市の策定する計画、進行中の大規模事業、重点施策及び市の直面する社会問題等について、委員会独自の調査・研究等を行ってきた。

令和5年度、議会運営委員会にて、施策研究テーマの見直しについて協議が行われ、令和6年5月1日より施策研究テーマの選定が必須から任意へと変更された。これに伴い、調査・研究の取りまとめや報告書の作成といった常任委員会の正副委員長の義務的責務が軽減されることとなり、令和6年5月1日より令和7年3月31日までの間、常任委員会の正副委員長加算の全額を自主減額することが議会で決定された。

令和6年度、議会運営委員会にて、議会運営委員会及び特別委員会を含むすべての正副委員長加算の取り扱いについての各会派の意見が披歴され、「据え置くべき」や「廃止すべきである」など様々な意見が出された。

今回、当審議会においてはこの経過及び人口40万人以上の団体の報酬加算の状況などを踏まえ、以下の意見があった。

#### ①常任委員会

- ・同規模の自治体ではあまり支給していないという点と、既に自主減額している点を踏まえると廃止でよいのでは。
- ・施策研究テーマの選定が任意になったことを踏まえると廃止でよいのでは。
- ・他市に加算制度が少ないということ、施策研究テーマの選定が任意になったこと、自主減額していることを考慮すると廃止でよい。
- ・現時点では廃止でよいが、施策研究テーマが再度必須になるということであれば、再度加算について検討すればよい。
- ・現時点で自主減額をしている状況を踏まえると、廃止でよいと思う。

以上を踏まえ、常任委員会における正副委員長への報酬加算について、全員一致で廃止することに決定。

#### ②議会運営委委員会

- ・常任委員会における報酬加算を廃止し、議会運営委員会だけ報酬加算を支給するというのも、おさまりが悪いのではないかと考えている。また、他市の状況を見ても、正副委員長に加算を支給している市町村は多くはないことなどから、廃止でよい。
- ・議会でも「据え置くべき」や「廃止すべき」と意見が分かれているようだが、西宮市は財政構造改善実施計画（素案）では、地域の事業の見直しや削減など、かなり細かいところまで見直しを求められている。市民の自主的な活動を制限される中で、市民だけに負担を求めることに疑問がある。財政構造改善実施計画（素案）でも特別職の給料の削減のみがメニューに出ており、議員のことについては一言も載っていない。議会運営委員長の使命についていろいろ言われているそうだが、この際廃止すべき。
- ・市の財政難という状況と、他市との報酬加算の措置状況の比較を見て、廃止でよいと考える。
- ・常任委員会と議会運営委員会の違いと言うか特殊性を考慮してもいいのではという意見を持っている。常任委員会は廃止でもいいが、議会運営委員会については据置きでもよいと思う。
- ・議会運営委員会は業務も多いので据置きでもよいと思うが、それほど強く据置きを主張したいわけではない。

以上を踏まえ、据え置きとしてはどうかという意見が一部あったが、会長から各委員に対し、議会運営委員会における正副委員長への報酬加算を廃止すべきとすることについて、異議がないか改めて確認。最終的に廃止をすることに全員が同意したため、そのように決定。

### ③特別委員会

- ・報酬加算の支給対象となる特別委員会は近年設置されていないことを踏まえ廃止でよいのでは。
- ・特別委員会が予算決算委員会くらいしかない状況で存続する理由はない。
- ・他の委員会の報酬加算を廃止しているので、存続する理由はない。

以上を踏まえ、特別委員会における正副委員長への報酬加算について、全員一致で廃止することに決定。

## Ⅱ 正副委員長への報酬加算の廃止の実施時期について

正副委員長への報酬加算については、「西宮市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」に規定されているとおり、加算の廃止等は条例改正が必要であり、議会の承認が必要となる。

西宮市議会では、3月、6月、9月、12月にそれぞれ議会が開催されるため、直近で行われる議会は、令和7年3月議会になる。事務局側の手続き上の話になるが、令和7年3月議会で条例改正するとなると、できるだけ早期に改正内容を決定する必要がある。それまでに答申書の作成及び全委員の署名を経て市長答申というところになる。

これらのことを踏まえ、審議会としては具体的な廃止の実施時期は定めずに速やかに実施することに決定。

以 上

<参考>

(1) 市長及び副市長の給料及び退職手当並びに議会議員の報酬の額

|     | 給料又は報酬の額   | 退職手当の額      |
|-----|------------|-------------|
| 市長  | 1,206,000円 | 24,891,840円 |
| 副市長 | 974,000円   | 13,090,560円 |
| 議長  | 827,000円   | —           |
| 副議長 | 748,000円   | —           |
| 議員  | 687,000円   | —           |

(2) 議員報酬における正副委員長への報酬加算

| 区分          | 報酬加算額   |
|-------------|---------|
| 常任委員会委員長    | 20,000円 |
| 常任委員会副委員長   | 5,000円  |
| 議会運営委員会委員長  | 20,000円 |
| 議会運営委員会副委員長 | 5,000円  |
| 特別委員会委員長    | 20,000円 |
| 特別委員会副委員長   | 5,000円  |